る旨を宣言すべきである。これと同旨の原審の判断は，正当というべきである。そして，さらに，今後，国会が速やかに１人別枠方式を廃止し，選挙権の平等にかなう立法的措置を講じない場合には，将来提起された選挙無効請求事件において，当該選挙区の結果について無効とすることがあり得ることを付言すべきである。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　竹﨑　博允
裁判官　古田　佑紀
裁判官　那須　弘平
裁判官　田原　睦夫
裁判官　宮川　光治
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　竹内　行夫
裁判官　金築　誠志
裁判官　須藤　正彦
裁判官　千葉　勝美
裁判官　横田　尤孝
裁判官　白木　勇
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大谷　剛彦
裁判官　寺田　逸郎

当　事　者　目　録

上　告　人　広島県選挙管理委員会
同代表者委員長　橋本　宗利
同指定代理人　須藤　典明
東　亜由美
近藤　裕之
平井　直也
真野　弘昭
大西　勇
杉浦　徳宏
熊谷　聡
笹野　和夫
千同　舞
川上　俊幸
石川　真治
木下美樹生
川崎　琢郎
被　上　告　人　馬場　則行
同訴訟代理人弁護士　升永　英俊
同訴訟復代理人弁護士　伊藤　真
久保利英明

公　告

諸　事　項

免責許可決定

平成２２年（フ）第６６６号
奈良市東九条町735番地
破産者　古田　　恵（旧姓日置）
１　決定年月日　平成23年３月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４号
鹿児島県出水市汐見町557番地
破産者　江尻　美保
１　決定年月日　平成23年３月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第５号
鹿児島県薩摩川内市平佐町3291番地５
破産者　柳田　礼臣
１　決定年月日　平成23年３月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第６号
鹿児島県阿久根市脇本8159番地
破産者　堂後有美子
１　決定年月日　平成23年３月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
神奈川県横須賀市佐原４丁目１番８号
破産者　下山　芳雄
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３６０号
神奈川県横須賀市安浦町２丁目17番地13
破産者　倉田　志穂
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３６３号
神奈川県逗子市桜山６丁目1326番地の117
破産者　黒澤　紀枝
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３７７号
神奈川県三浦市初声町下宮田653―７、住民票上の住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田3500番地７
破産者　深瀬　順一
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目４番３号
破産者　下山　　彰
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１０１３号
神戸市中央区下山手通２丁目17番２―302号
安場三良子方、破産手続開始時住所兵庫県西宮市里中町３丁目３番５―202号
破産者　飯田　　信
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５５号
佐賀県伊万里市大坪町乙3871番地
破産者　古川　明美
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２５７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙209番地１ソレジオＳ201
破産者　髙見　晴奈
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２５９号
佐賀県伊万里市東山代町里898番地３
破産者　森内　美穂
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２６０号
佐賀県西松浦郡有田町南山丁318番地１
破産者　大串　弘樹
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２６１号
佐賀県武雄市朝日町大字中野5766番地１
破産者　井上　香織（旧姓蒲池）
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２７０号
佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1577番地
破産者　渋谷　広美
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２７２号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡11565番地第１
破産者　大川内麻美
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２７４号
佐賀県武雄市北方町大字志久4343番地１
破産者　松江　要造
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2040番地１13―４
破産者　梶原　良夫
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３０８号
宮城県大崎市古川米倉字中田10番地３、従前の住所宮城県大崎市田尻八幡字鍛治町79番地４
破産者　進東健太郎
１　決定年月日　平成23年４月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係